

やまぎんハイブリッドJCB規定

1.やまぎんハイブリッドJCBとは (1)やまぎんハイブリッドJCB(以下「本カード」といいます)とは、やまぎんカードサービス株式会社(以下「YCS」といいます)と株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます)および株式会社山形銀行(以下「銀行」といいます)、「YCS」、「JCB」、および「銀行」をあわせて「3社」といいます)が共同で発行するカードで、1枚のカードでYCSの会員規約(以下「会員規約」といいます)に定めるサービス(以下「クレジットカードサービス」といいます)と銀行の「山形銀行キャッシュカード規定」、「山形銀行ICキャッシュカード特約」および「やまぎんローンカード規定」(ただし銀行が別に承認した場合に限り)を(以下これらの規定を「キャッシュカード規定」といいます)に定めるサービス(以下「キャッシュカードサービス」といいます)とを利用できるものをいいます。(2)本カードは、このやまぎんハイブリッドJCB規定(以下「本規定」といいます)、会員規約、キャッシュカード規定を承認のうえカードの利用を申し込み、3社が認めた方(以下「契約者」といいます)に対して交付します。また、本カードにおいては、クレジットカードサービスはYCSおよびJCBが、キャッシュカードサービスは銀行が各々契約者に提供します。(3)本カードでは、キャッシュカードサービスをご利用いただく普通預金口座(総合口座の普通預金を含みます)がクレジットカードサービスのお支払口座(以下「支払預金口座」といいます)になります。(4)本カードのお申込みは、個人の方のみとし、3社それぞれからお届け住所宛に通知や連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。なお、クレジットカードサービスの家族カード、キャッシュカードサービスの代理人カードをご希望の場合は、それぞれ専用のカードを発行しますので別途お申込みをしてください。

2.本カードの貸与・管理・回収について (1)本カードの所有権はYCSおよび銀行に帰属します。契約者へは3社の承認のもとに貸与するものとします。(2)契約者は善良なる管理者の注意をもってカードを使用・管理するものとし、第三者に貸与または占有もしくは使用させてはなりません。また、第三者に譲渡または質入してはならないものとします。(3)YCSまたは銀行のいずれかより本カードの返却の要請があった場合は、契約者はその要請に従って本カードを返却するものとします。

3.本カードのお申込みおよび審査 (1)本カードのお申込みは銀行で受付します。本カードのクレジットカードサービスのお申込みについては、銀行がYCSに取り次ぎ、YCSおよびJCBでご利用資格の審査をさせていただきます。本カードの交付はこの審査が終了した後になります。

(2)前項のクレジット利用資格の審査結果で資格を満たさない場合は、YCSからお届出の住所宛に通知状を郵送いたします。(3)前項の場合、申込口座に他のキャッシュカードまたはローンカードの契約がない場合は、銀行は特に申込者ご本人の申出がない限り、銀行との間のキャッシュカードサービス利用契約(「山形銀行ICキャッシュカード特約」は除きます。)は有効とし、一般の磁気ストライプキャッシュカードを発行のうえ、お届出の住所宛に送付します。なお、ICキャッシュカードの発行をご希望の場合は別途お申込みをしてください。

4.本カードの作成および交付 (1)3社は本カードを3社が指定する第三者に委託して作成することができるものとします。また、カードの交付についても、3社が指定する委託先からお届出の住所宛に送付することができるものとします。(2)本カードが、ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には、YCSまたは銀行で所定の期間保管します。この場合、支払預金口座のある銀行の営業店(以下「取引店」といいます)にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、お申込みはなかったものとして当該カードは破棄しますので、ご利用をご希望の場合は、改めて本カードのお申込みをしてください。

5.本カードの記載事項・有効期限 (1)本カードについては表面に次の事項を記載します。①クレジットカード会員番号 ②支払預金口座の口座番号 ③契約者名 ④カード有効期限 (2)前項③の契約者名は、本カードの申込書記載の契約者名または、申込書記載のカード表記用のお名前前で表記させていただきます。このお名前はローマ字で表記されるため、銀行にお届出の支払預金口座の口座名義の表記とは必ずしも一致しないことがあります。なお、本カードのお申込みについては、支払預金口座の口座名義にかかわらず屋号付きの名称・通称は受け付けできません。(3)第1項④のカード有効期限はカード表面に記載された年月の末日までとし、本カードのクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスとに共通の有効期限です。当該有効期限経過後は、当該カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用はできなくなります。なお、カードローン契約の有効期限は本カードの有効期限にかかわらず、やまぎんローンカード規定によるものとします。(4)本カードの交付を受けた場合は、直ちにカード裏面の所定の場所に契約者ご本人が署名をしてください。この署名はクレジットカードサービスの利用の際に必要なに応じて使用していただくものであり、この署名がない場合にはクレジットカードサービスを利用いただけない場合があります。

6.有効期限更新時の取扱い (1)本カードの有効期限が到来する場合、3社が引き続き利用者として承認する契約者に対しては、有効期限を更新した新しいカードを送付します。なお、カードの作成および交付については、第4条に準じます。この場合、期限を経過したカードは契約者ご本人の責任において破棄してください。(2)前項の場合において3社がクレジットカードサービスの有効期限の更新を承認しない場合は、クレジットカードサービスとともに本カードによるキャッシュカードサービスも有効期限をもって終了します。この場合、YCSからお届出の住所宛に通知状を郵送いたしますので、当該カードは契約者ご本人の責任において破棄してください。なお、カードローン契約の有効期限は、やまぎんローンカード規定によるものとします。(3)前項の場合、申込口座に他のキャッシュカードまたはローンカードの契約がない場合は、銀行は特に契約者ご本人の申出がない限り、銀行との間のキャッシュカードサービス利用契約(「山形銀行ICキャッシュカード特約」は除きます。)は継続するものとし、一般の磁気ストライプキャッシュカードを発行のうえ、お届出の住所宛に送付します。なお、ICキャッシュカードの発行をご希望の場合は、別途お申込みをしてください。

7.カードの盗難紛失など (1)契約者は、本カードを盗難、紛失その他の事由により喪失した場合には、YCS(またはJCB)および銀行の双方に速やかに連絡するとともに、警察へ届け出てください。(2)前項の場合において契約者から連絡を受けたYCS(またはJCB)は、その判断により銀行にカードを喪失した旨の連絡があったことを通知することができるものとします。銀行が連絡を受けた場合も同様です。3社は、この通知に基づき第3項と同様に当該カードの利用停止などの措置を講じます。(3)第1項の連絡を受けた場合は、YCS(またはJCB)および銀行は、カード喪失連絡内容の確認などそれぞれの所定の手続に従って、本カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を一時停止します。ただし、この場合でも通帳については、通常のキャッシュカードサービスを受けることができますので、通帳も喪失した場合はあわせて届出てください。YCS(またはJCB)および銀行のシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご利用の安全を図るための措置であり、カード喪失の連絡における契約者の誤りなどでカードが利用できないことが生じて3社は過失のない限り責任を負いません。(4)本カードの盗難、紛失等により、他人にカードを使用され被害にあった場合の責任の区分は、その被害がクレジットカードサービスによるものは会員規約、キャッシュカードサービスによるものはキャッシュカード規定によるものとします。(5)本カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、銀行の取引店で所定の手続を行ってください。この場合、相当の期間をおき、保証人を求めることがあります。また、所定の再発行手数料をいただきます。

8.偽造カード等が使用された場合の責任の区分 偽造または変造カードを使用され被害にあった場合の責任の区分は、その被害がクレジットカードサービスによるものは会員規約、キャッシュカードサービスによるものはキャッシュカード規定によるものとします。

9.本カードの使用不能 (1)本カードについてカードの使用不能が生じた場合は、ご利用できないサービスがクレジットカードサービスのときはYCS(またはJCB)に、キャッシュカードサービスのときは銀行の取引店にご照会ください。(2)本カードの使用不能に伴ってカードの再作成が必要な場合には、一旦カード取引を解約のうえ作成し直すこととなりますので、契約者は本カードの取引店で所定の手続を行ってください。この場合、所定の再発行手数料をいただくことがあります。

10.届出事項の変更 (1)住所・氏名・電話番号・勤務先など本カードについての届出事項に変更があった場合、または支払預金口座を変更する場合には、契約者は速やかに銀行の取引店に所定の書面により届け出てください。YCSおよびJCBへの届出は銀行が取り次ぎます。この届出の前に生じた損害については責任を負いません。(2)氏名に変更があった場合および支払預金口座を銀行の他の普通預金に変更する場合には、カードを作成し直す必要がありますので、前項のお届出の際に本カードを返却してください。なお、取引店移管の場合も同様とします。

(3)支払預金口座を銀行以外の金融機関に変更する場合は、本カード取引は解約となりカードは無効となります。この場合、契約者は会員規約に定める届出を銀行の取引店に所定の書面により行うものとし、銀行からYCSに書類を取り次ぎます。なお、届出の際には、本カードを返却してください。(4)第9条および第2項によりカード再作成が必要となる場合は、新しいカードが交付されるまでの間は本カードによるク

レジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用はできません。これに伴って損害などが発生しても、3社は過失のない限り責任を負いません。(5)本カードの申込口座に他のキャッシュカードまたはローンカードの契約がある場合は、当該カードおよび通帳によるキャッシュカードサービスは前項にかかわらず継続して利用できるものとします。これに伴って損害などが発生しても、3社は過失のない限り責任を負いません。

11.本カードのカード種類の変更 (1)本カードのクレジットカードサービスに関するカード種類を変更する場合は、契約者は銀行の取引店で、一旦カード取引を解約のうえ、あらためて希望するカード種類を申し込んでください。この場合、当該カードを返却していただき、あらためて3社においてご利用資格の審査をさせていただくことになります。(2)前項の場合、新しいカードが交付されるまでの間は、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用ができなくなります。ただし本カードの申込口座に他のキャッシュカードまたはローンカードの契約がある場合は、当該カードおよび通帳によるキャッシュカードサービスは前項にかかわらず継続して利用できるものとします。これに伴って損害などが発生しても、3社は過失のない限り責任を負いません。

12.本カードの利用の停止 (1)3社は契約者が本規定または会員規約もしくはキャッシュカード規定に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときには、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合において3社は契約者に特に催告することなく本カードが利用可能な現金自動支払機・現金自動預入支払機（以下「自動機」といいます）や、3社およびJCBの加盟店を通じて本カードの回収をすることができるものとします。これに伴って、損害などが発生しても、3社は過失のない限り責任を負いません。(2)本カードのクレジットカードサービスの利用について、本カードが契約者ご本人以外の者によって利用されている疑義が生じた場合、契約者ご本人のクレジットカード会員番号が第三者に流用されている疑義が生じた場合、またはその他本カードの利用について第三者による不正使用の疑義が生じた場合には、YCSおよびJCBは本カードによるクレジットカードサービスによる取引の安全を確保するため、当該契約者ご本人にかかる本カードのクレジットカードサービスの利用を停止することができるものとします。ただし、YCS（またはJCB）はサービスの利用の停止について事前・事後にかかわらず速やかに契約者に連絡します。これに伴って、損害などが発生しても、YCSおよびJCBは過失のない限り責任を負いません。(3)前項の場合、銀行は本カードのキャッシュカードサービスについてYCSもしくはJCBからの連絡または銀行の判断により利用を停止することができるものとします。ただし、銀行はサービスの利用の停止について事前・事後にかかわらず速やかに契約者に連絡します。これに伴って、損害などが発生しても、3社は過失のない限り責任を負いません。

(4)本カードのキャッシュカードサービスの利用について、第2項に記載された疑義が生じた場合には、銀行は第3項と同様にキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、3社は第2項と同様にクレジットカードサービスの利用を停止することができるものとします。これに伴って、損害などが発生しても、3社は過失のない限り責任を負いません。

13.本カードの契約者情報 (1)本カードの利用に関しては、3社が相互に、クレジットカード会員番号、預金口座番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先などの契約者の属性情報、その他本カードについての契約者に関する情報（注）、および本カードに一体化されたクレジットカードの利用内容とキャッシュカードの普通預金に関する取引内容を以下の目的で使用するために必要な範囲で提供することについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。①本カードの発行、交付、その他本カードの業務を遂行するため ②契約者へ3社が取扱う商品・サービスのご案内を行うため（注）その他本カードの契約者に関する情報とは、第3条（本カードのお申込および審査）、第6条（有効期限更新時の取扱い）、第7条（カードの盗難紛失など）、第9条（本カードの使用不能）、第11条（本カードのカード種類の変更）、第12条（本カードの利用の停止）、第14条（本カードの解約・会員資格の取消等）など各々手続上必要な事項を指します。(2)3社が本カードに関する情報処理または事務処理を委託する第三者に、その処理に必要な範囲で本カードの契約者情報を開示することに、契約者はあらかじめ同意するものとします。(3)3社および3社が業務を委託する第三者は、保有する契約者の情報を厳正に管理し、契約者のプライバシー保護のために十分に注意を払うとともに、契約者の情報を本カード業務の目的外には使用しないものとします。

14.本カードの解約・会員資格の取消等 (1)契約者は本カードの利用契約をいつでも解約することができるものとします。ただし、解約にあたっては、所定の書面を銀行の取引店に本カードとともに提出してください。(2)本カードについてクレジットカードサービスのみ、またはキャッシュカードサービスのみを解約することはできません。この場合は、前項により本カード取引を解約してあらためてクレジットカードサービスもしくはキャッシュカードサービスを申し込んでください。(3)本カードのクレジットカードサービスについては、会員規約に基づいて3社が会員資格を取り消すことができるものとします。本カードの契約者が3社において会員資格を取消された場合は、銀行は本カードのキャッシュカードサービスにかかる契約を特に契約者に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、損害などが発生しても、3社は過失のない限り責任を負いません。(4)前項のほか、3社は契約者が本規定または会員規約もしくはキャッシュカード規定に違反したと認めた場合には、本カードの利用契約を特に契約者に事前に通知することなく解約できるものとします。これに伴って、損害などが発生しても、3社は過失のない限り責任を負いません。

15.本カードの利用・誤操作 (1)本カードの利用については、本カードの表面の指示に従ってクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスとをそれぞれ間違いないように利用してください。(2)本カードの利用について、自動機などに本カードを挿入する方向を誤るなどによって取引が行われた場合であっても、本カードが会員規約ならびにキャッシュカード規定および自動機などの所定の案内のとおり利用されたうちは、当該取引は有効なものとして取扱います。当該取引の取消または訂正はできません。

16.規定の変更 (1)本規定の内容を変更する場合は、原則として変更内容を店頭等に掲示するなどの方法で周知します。(2)本カードの再発行にかかる手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。(3)変更日以降は変更後の規定にしたがうものとし、この変更によって生じた損害は3社に過失のない限り契約者が負担するものとします。

17.準拠法・規定の適用・合意裁判管轄 (1)本カードにかかる契約に関する準拠法は全て日本法とします。(2)本規定において特に定めがない場合は、クレジットカードサービスについては会員規約を適用します。また、キャッシュカードサービスについては、キャッシュカード規定のほか、やまぎんデビットカード取引規定・やまぎん現金自動預入支払機による通帳払戻し利用規定・普通預金規定・総合口座取引規定・振込規定その他銀行の定める規定を適用します。(3)本規定によるキャッシュカードサービスに関して訴訟の必要性が生じた場合は、山形地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。本規定によるクレジットカードサービスに関して訴訟の必要性が生じた場合の合意管轄裁判所については、会員規約の定めるところによります。

以上
(TK207600・20111116)

やまぎんJCBカード提携特約

第1条(名称) 本カードは、やまぎんカードサービス株式会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下両社を「JCB」という。）と株式会社山形銀行（以下「当行」という。）が提携して発行するもので、「やまぎんJCBカード」（以下「カード」という。）と称します。

第2条(会員) 本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当行およびJCBが認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCBがカードを貸与します。

第3条(提供サービスと利用) 1.当行（本条においては当行が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員がJCBの定めるJCB会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当行が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。 3.当行が必要と認めた場合には、当行はサービスおよびその内容を変更することがあります。 4.会員は、当行が提供するサービスを受ける場合、当行所定の方法により利用するものとします。

第4条(会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除) 1.会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、当行が会員

等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。（1）当行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第5条において会員が届け出た事項②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容③本カードの利用内容（第6条において共有する情報）（2）宣伝物の送付等当行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。）（3）当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。2.会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条（届出事項の共有） 会員が、当行またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当行またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について当行およびJCBの間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

第6条（利用内容の共有） 1.会員は、当行が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた当行商品の特典等、当行のサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、当行とJCBにおいて共有することに予め同意するものとします。2.会員は、JCBが会員に対して会員の当行の取引内容に応じたJCB商品の特典等、JCBのサービスを提供する必要がある場合において、会員の当行の取引内容を、当行とJCBにおいて共有することに予め同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、JCB会員規約に記載の窓口、方法で行うものとします。

第7条（会員資格の喪失） 会員がJCBの会員資格を喪失した場合は本特約による会員資格も喪失するものとします。

第8条（JCB会員規約と本特約の関係） 本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

<当行お問い合わせ窓口>

株式会社山形銀行
山形市七日町三丁目1番2号
023-623-1221

(TK194900・20100319)

JCB LINDA提携特約

第1条（名称） 本カードは、やまぎんカードサービス株式会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下両社を「JCB」という。）と株式会社山形銀行（以下「当行」という。）が提携して発行するもので、「JCB LINDA」（以下「カード」という。）と称します。

第2条（会員） 本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当行およびJCBが認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCBがカードを貸与します。

第3条（年会費等） 1.会員は、当社が通知するまで本カードの年会費を免除されるものとします。2.前項にかかわらず、会員は月ごとに当社が通知または公表するデータ維持料を支払うものとします。ただし、会員が次の①②のいずれかの条件を充たす場合、または当社が特に認める場合には、会員は該当する月のデータ維持料の支払いを免除されるものとします。また、学生会員は入会時に書面そのほかの方法により当社へ届け出た卒業予定年月まで、データ維持料を免除されるものとします。①月づきの携帯電話・PHSのご利用料金をJCB LINDAでお支払いの場合②各月の本カードの約定支払額（本会員が約定支払日にお支払いいただく金額をいい、会員が約定支払日より前に繰上返済した金額は除外されます。）が1万円以上の場合

第4条（提供サービスと利用） 1.当行（本条においては当行が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本特約またはサービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当行またはJCBが会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できないことがあります。3.当行が必要と認めた場合には、当行がサービスおよびその内容を変更することがあります。4.会員は、当行が提供するサービスを受ける場合、当行所定の方法により利用するものとします。

第5条（会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除） 1.会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、当行が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。（1）当行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第6条において会員が届け出た事項②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容③本カードの利用内容（第7条において共有する情報）（2）宣伝物の送付等当行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。）（3）当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。2.会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条（届出事項の共有） 会員が、当行またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当行またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該情報について当行およびJCBの間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

第7条（利用内容の共有） 1.会員は、当行が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた当行商品の特典等、当行のサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、JCBと当行において共有することに予め同意するものとします。2.会員は、JCBが会員に対して会員の当行の取引内容に応じたJCB商品の特典等、JCBのサービスを提供する必要がある場合において、会員の当行の取引内容を、当行とJCBにおいて共有することに予め同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、JCB会員規約末尾に記載の窓口、方法で行うものとします。

第8条（会員資格の喪失） 会員がJCBの会員資格を喪失した場合は本特約による会員資格も喪失するものとします。

<当行お問い合わせ窓口>

株式会社山形銀行
山形市七日町三丁目1番2号
023-623-1221

(TK370176・20111214)